

§ いじめ防止のための取組

1 いじめの未然防止・早期発見に関する基本的な考え

いじめはどの学級でも、どの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止、または、いじめの早期発見に、全職員で取り組む。

2 いじめの未然防止・早期発見のあり方と取組

(1) 未然防止・早期発見に向けた取組

- いじめの早期発見といじめの防止に係る基本的姿勢
 - ・いじめ防止策と対応についての考え方と具体的対応策の共通理解
 - ・いじめ及びいじめ対応に対する意識の共有
- いじめと悩みに係るアンケート調査
 - ・学校生活アンケートの実施(毎月)と教師による聞き取り調査 ・「楽しい」とアンケートの実施
- 朝の会や帰りの会、日記等の活用
 - ・一日の始まりと終わりの会の充実 ・学習の様子や日記等活用した児童の思いや悩みの把握
- 学習指導の充実
 - ・道徳教育や人権教育を充実させ、児童への思いやりの気持ちや自他の生命を尊重する態度の育成
 - ・「いじめは絶対に許されない」という学級づくりの推進
- 児童の見とりと情報交換
 - ・健康観察を通じた児童の見とり ・自己有用感と自尊感情の育成 ・一人一人との教育相談実施
 - ・何気ない児童との会話からの情報収集 ・日々の授業の充実

【学校におけるいじめのサイン例】

<指導の指針より>

- 急な体調不良 遅刻や早退の増加 授業開始前の机、椅子、学用品等の乱れ
- 学用品、教科書等の紛失 学用品の破損、落書き 授業への遅参
- 保健室への来室の増加 日頃交流のない児童との行動
- 発言や言動に対する皮肉や失笑、笑いの頻発 多数の児童からの執拗な質問
- 図工や家庭科、書写等での衣服の過度な汚れ 休み時間や教室移動の単独行動
- 特定の児童の発言へのどよめきや目配せ 突然のあだ名
- 特定の児童からの忌避、逃避 特定の児童の持ち物からの逃避 等

(2) 早期発見に係る組織的体制の強化

- 教職員間の情報交換
 - ・こまめな不断の情報交換
 - ・学年会を中心とした情報交換
 - ・職員朝会、職員会議等での児童の情報交換
 - ・保健室やスクールカウンセラーからの情報提供と共有
 - ・児童からの情報の収集
- 教育相談の体制
 - ・学級の児童全員との教育相談
 - ・夏季、秋季の全保護者との教育相談の活用
 - ・気になる児童への継続的な教育相談の実施
 - ・スクールカウンセラーによる相談体制の確立
 - ・管理職をはじめとする担当(主任)への報告、連絡、相談の徹底
- 特別支援教育コーディネーター
 - ・児童の実態把握と適切な支援への助言
 - ・支援が必要な児童への個別の対応体制づくり
- 保護者からの訴えに係る窓口の一本化
 - ・教頭を窓口として、いじめの通報や情報に対応
 - ・全教職員への周知

(3) 児童の主体的取組

- 友達との交流
 - ・「優しさの木を育てる」等の活動による優しい声かけの推進
 - ・児童会活動・児童総会でのいじめ防止への取組の推進
 - ・困った場面での迅速な先生や親などへの相談

(4) 家庭や地域との連携

- 家庭との連携
 - ・学校だよりや学年週報、学級通信による児童の学校生活の広報
 - ・いじめ等に係る学校の考え方の周知の推進(PTA総会、学級PTA、学校だより等)

【家庭でのいじめのサイン例】 <指導の指針より>

- 登校渋り 転校の希望 外出の回避 感情の起伏の顕著化
- 教師や友達の批判増加 隠し事の発覚 家庭でのお金の紛失
- 荒くなる金遣い 長電話や過度に丁寧な対応 衣服の不必要な汚れ
- 体への傷やいたずらの痕跡 保護者来校の拒絶 過度なネットへの対応 等

○ 地域との連携

- ・学校だよりによる教育活動の広報と周知
- ・登下校時の立哨指導(スクールガード)を通じた児童の実態の情報交換

【地域で見られるいじめのサイン例】 <指導の指針より>

- 登下校中に特定の児童が、他の児童の荷物等を過度に持つ。
- 一人だけ離れて登下校している。 故意に遅れて登校している。
- 地域の公園や道路、空き地等に一人でボソソとしている。
- 公園や空き地等で、一人の子を複数で取り囲み、言い合ったり小突いたりしている。
- コンビニや地区の商店等で、物品をおごらされている。等

3 いじめに対する具体的な対応 ~適切かつ迅速に組織で対応~

(1) いじめ対応の原則

○ 独自の判断は禁物!素早く対応

- ・「様子を見よう。」「悪ふざけだろう。」「単なる喧嘩だろう。」等の考えは捨てる。
- ・「いじめは絶対に許されない。」との認識に立つ。
- ・「早期に迅速に対応する」と「組織で対応する」ことの認識に立つ。
- ・「いじめられている児童の側に立つ」ことを大前提にして判断する。
- ・「小さな芽を小さいうちに摘む(いじめに発展する前に)」ことを重視する。

(2) 迅速な事実確認

- ※ いじめが発生した場合は、全職員の共通理解のもと「さ・し・す・せ・そ」で対応する。

危機管理の原則は「最悪を想って、慎重かつ素早く、誠意をもって、組織で対応する」ことである。

- 「さ」=最悪を想って 「し」=慎重に 「す」=素早く
- 「せ」=誠意をもって 「そ」=組織で対応する

① 速やかな報告の徹底

ア『現状目撃者等の情報受信者、担任 → 担任、学年主任 → 教頭・教務 → 校長』の流れで情報や状況を直ちに報告する。

イ 担任は、情報受信者を中心に直ちに「いじめ発見報告書」を作成し、教頭へ提出する。

※ 5W1Hの事項を確実に聞き取る。

ウ 教頭により、第1次緊急対応会議を招集し、報告書の内容を周知する。

<報告書の内容>

- 日時 場所 被害児童 加害児童 内容・状況 情報受信者

② 第1次緊急いじめ防止対策委員会

【第1次緊急いじめ防止対策委員会】

- ※ 当該児童に聞き取りをする前に、事実確認を進めるための会議

(1) 構成人員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、担任、学年主任と学年部教員

養護教諭、特別支援教育コーディネーター、教育相談員

(2) 資料

- いじめ発見報告書 被害児童、加害児童の家庭環境調査 教育相談簿 顔写真

(3) 委員会の内容

① 事実確認のための必要事項 ※「いじめ対応に係る確認聞き取り票」を活用

- ・ いじめの状況(日時、場所、人数、態様等)
- ・ いじめの動機や背景 ・ 時系列での事実の把握
- ・ 被害児童・加害児童の家庭環境や日頃の言動や性格、その特徴
- ・ 本件について家庭が知っていること
- ・ 教職員や周辺児童が知っていること
- ・ これまでの問題行動等

② 事実確認の計画

- ・ 事実確認のための役割分担

- 被害児童への聞き取り 加害児童への聞き取り
- 周辺の児童への聞き取り 関係保護者への連絡

③ 事実確認の実施 ※「聞き取り票」を活用

- (1) 被害児童への聞き取り
- ・ 教職員は被害者の視点に立ち、「味方」となって刺さる立場で接する。
 - ・ いじめられていることを話しながらない場合は、時間を重ねていくことを考慮し、性急にならずに気持ちに寄り添うようにする。
- (2) 加害児童への聞き取り
- ・ いじめを行っているときの気持ちなどについて話をさせる。
 - ・ いじめと感じていなかったり認めようとしなかったりする場合は、威圧的にならず、受容的に聞く。
 - ・ 「いじめは絶対に許されない行為」である認識に立ち、けんか両成敗的な指導はしない。
- (3) 周辺の児童への聞き取り
- ・ 事実を確認するこの段階では、周辺の児童の行動に対する善悪の判断はしない。
 - ・ 内容に矛盾がないかどうか慎重かつ多面的に検討し、事実を明らかにする。
 - ・ 事実確認終了後、時と場に応じて適切な指導を行う。
- (4) 関係保護者に対して
- ・ 保護者とは直に合って面談を行う。
 - ・ 保護者の立場や心情を十分に配慮し、現状と今後の具体的な対等を説明する。
 - ・ 保護者の心配していることを明らかにして、終息に向けた今後の見通しを説明する。

○ 聞き取った事実確認内容は「校長 → 教頭・教務 → 全職員」の流れで周知する。

- (3) 組織的な対応について
- 第2次緊急いじめ防止対策委員会

【第2次緊急いじめ防止対策委員会】 ※ 具体的な指導方針や指導体制、対応策へ決定と実践

- (1) 指導方針及び指導体制の決定
- 第1次緊急いじめ防止対策委員会のメンバーで具体的な指導方針と対応策を決定
 - ・ 被害児童、加害児童、周辺の児童、両保護者への指導方針と具体的対策を決定し、担当を明らかにする。
 - 実際の対応 ※「対応記録票を活用」
 - ① 被害児童への対応班 → 学年主任, 担任, 養護教諭, (スクールカウンセラー)
 - ② 加害児童への対応班 → 学年主任, 担任, 生徒指導主任
 - ③ 周辺の児童への対応班 → 学年部, 教務主任(教頭)
 - ④ 関係保護者への対応 → 教頭(教務主任), 学年主任(担任)

※ いじめの態様等に応じて班の編制を行い、全教員で分担し対応する。
 ◎ すべての班で、『いじめ解消』を確認するまで対応を継続し、随時、教頭(校長)に経過を報告する。
 ◎ 対応のすべてを時系列で記録を取る。また、複数で対応することを原則とする。

(4) 連携する機関及び連絡先

関係機関	電話番号
鹿児島市教育委員会青少年課	227-1971
県警察本部(少年サポートセンター)	232-7869
鹿児島市中央警察署	222-0110
吉野交番	243-2984
県総合教育センター教育相談課	294-2788
県中央児童相談所	264-3003
鹿児島市子ども福祉課	216-1260

4 重大事態への対処

- 【いじめによる重大事態とは】
- いじめにより当該児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いが認められたとき
 - いじめにより当該児童が相当期間(年間30日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされているとき
 - 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき
- <重大事態と想定されるケース例>
- ・ 児童が自殺を図った場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

(1) 調査組織の設置と調査の実施

- ① 校長は、第1次緊急いじめ防止対策委員会のメンバーを招集する。
※ 具体的な組織の構成員については、鹿児島市教育委員会の指示を仰ぐようにする。
- ② 事実確認の計画を立て、迅速に聞き取りを行う。
※ 「いじめ対応に係る聞き取り確認票」の活用

(2) 重大事態の報告

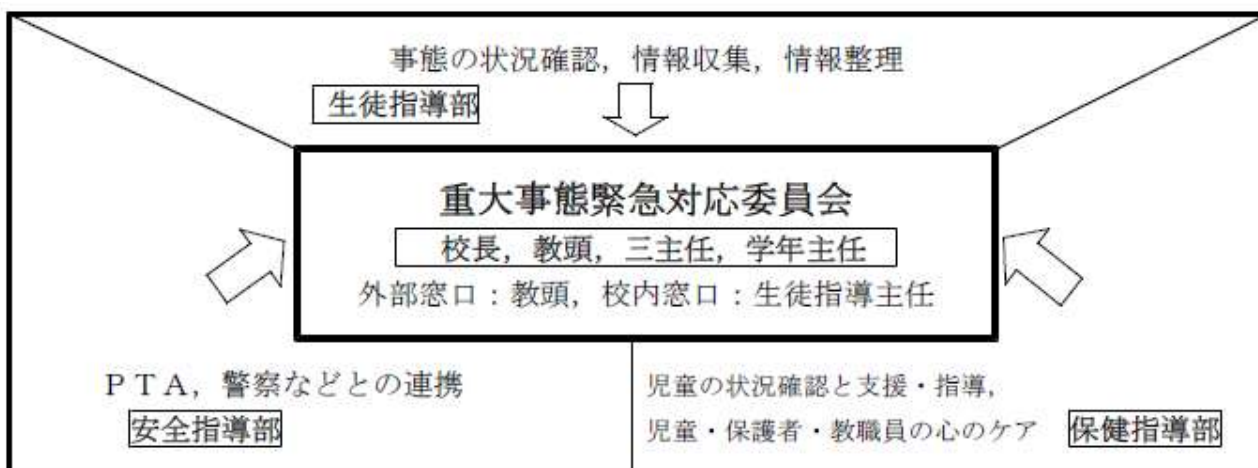
- ① 重大事態の事実関係、その他の必要な情報等について、直ちに鹿児島市教育委員会に報告する。

(3) 外部機関との連携

- ① 鹿児島市教育委員会の指示のもと、鹿児島中央警察署、児童相談所等と連携を図る。
- ② 指示のもと、事実関係の調査や事後対応、発生の防止等について具体的な対応を行う。

(4) 校内の連絡と報告体制について

- ① 第1次緊急いじめ防止対策委員会での基本的な方針が決定した後、「重大事態緊急対応委員会」を設置して各チームに分かれて調査やケアを行い、連携を図って対応する。



- ② 事実関係を明確にするための調査は、2(2)①, ③と同様に進める。

ア 心のケア

- いじめられた児童及びその保護者はもちろんのこと、調査そのものが調査対象の児童や保護者に心的負担を与えることも考慮し、調査の実施と並行して、必要に応じてスクールカウンセラー等によるケアを行う。

イ 調査に当たっての説明や報告

- 調査を行う児童や保護者に対して、調査方法や調査内容について十分説明し合意を得ておく。
- 調査を行う児童や保護者に対して、調査経過についても、適宜報告するようにする。
- 調査に当たっては、プライバシーへの配慮を十分に行い、市教育委員会と連携を取りながら進める。
- 報道取材等へは、プライバシーへの配慮を十分に行い、市教育委員会と連携を取りながら事実に基づいた正確で一貫した情報を必要に応じて提供する。

(5) その他

- メディア等への対応は、教頭を窓口として一本化して行う。
※ 「その件に関しましては、教頭が対応致します。」という対応を統一して行い、個人的な発言は一切を控える。